

聖籠町保育の必要性の認定基準に関する規則をここに公布する。

平成27年1月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第1号

聖籠町保育の必要性の認定基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に基づき、保育必要量の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「保育必要量」とは、月を単位として子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。

(認定区分)

第3条 保育必要量の認定の区分は、法第19条第1項各号に規定するところによる。

(認定基準)

第4条 保育必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難であるか否か、事由、区分及び優先利用に基づき行う。

2 保育必要量の認定における「事由」とは、小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同行に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行うおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前の子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして

町長が認める事由であること。

3 保育必要量の認定における「区分」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして、1月あたり平均275時間とするものをいう。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして、1月あたり平均200時間とするものをいう。

4 保育必要量の認定における「優先利用」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) ひとり親家庭

(2) 生活保護世帯

(3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

(4) 虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合

(5) 子どもが障がいをもつ場合

(6) 育児休業明け

(7) 兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合

(8) 小規模保育事業等の卒園児童

(9) 前各号に掲げる事由に類すると町長が認める場合

(保育必要量の認定)

第5条 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難ではない場合には、法第19条第1項第1号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

2 前条の規定により、子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者が、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合には、その事由、区分、優先利用の状況により、法第19条第

1 項第 2 号又は第 3 号に規定する保育必要量の認定を行うものとする。

(認定期間)

第 6 条 保育の必要量の認定の期間は、次のとおりとする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合には、当該認定の期間は満了するものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項第 1 号に該当する場合は 3 年間

(2) 法第 19 条第 1 項第 2 号に該当する場合は小学校就学前までの 3 年間

(3) 法第 19 条第 1 項第 3 号に該当する場合は満 3 歳の誕生日までの 3 年間

2 前項各号の規定に関わらず、第 4 条第 2 項第 5 号に該当する場合の期間は 180 日とし、同条同項第 6 号に該当する場合の期間は 90 日とする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、保育必要量の認定の基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。